

別紙(一)

覚 書

農薬取締法並びに毒物及び劇物取締法施行上農薬に関する取扱を次のように定める。

昭和二十七年四月四日

農林省農政局長 小倉武一

厚生省薬務局長 鹽松一郎

農薬取締法並びに毒物及び劇物取締法施行上の農薬の使用か害虫、害菌等の防除を目的とするのでこれを誤つて使用すると人畜に危害を生ずる虞れがあり、且つ一般農家を対象としてその使用範囲も広いので保健衛生の観点からその取扱いは特に慎重を期する必要がある。

過去においても農薬による事故が若干惹起せられている状況

にかんかみ農林、厚生両省は農桑取締法並びに毒物及び劇物取締法の施行に當つて、左記各項の措置をとることにより凶害な違案をたもち、もつてかゝる事例を未然に防止することを適當と認める。

記

一、新しい農桑であつて、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三〇三号）別表第一第二に掲げる毒物又は劇物と同等以上の毒性を有すると認められるものを輸入し、又は製造する者か、農桑取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条に規定する登録を申請した場合は、農林省農政局において毒物及び劇物取締法別表第一第十一号及び別表第二第五十三号並びに第十六条の規定の適用につき検討するため、見本及び資料を厚生省薬務局宛提出するよう指導するか又は見本及び資料を厚生省薬務局長宛送附すること。

二、厚生省業務局においては遅滞なく前記資料及び見本につき関係機関と協力の上その毒性を検討し、毒物及び劇物取締法の適用について措置するとともに少くとも二ヶ月以内にその結果を農林省農政局に通報すること。

三、農林省農政局は前項に規定する厚生省業務局よりの通報があつた後農薬取締法第二条に規定する登録を行うものとする。